

## 消費者契約法改正

平成29年6月3日に改正消費者契約法が施行されました。

今回の改正は、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応するために行われました。主な改正点は、以下のとおりです。

### ◆重要事項の範囲が拡大

不実告知による取消しに関して、重要事項の範囲が拡大されました。契約の目的となるものについてではなく、**生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避する必要性に関する事項**について不実告知があった場合にも取消しが認められます。

### ◆過量契約の取消しが新設

事業者が消費者契約の締結について勧誘するに際し、当該契約の目的物の分量等が当該**消費者にとっての通常**の分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合においては、消費者に意思表示の取消しが認められます。

### ◆消費者の解除権を放棄させる条項の無効が新設

事業者の債務不履行等の場合でも、**消費者の解除権を放棄させる条項**について、不当性が高い条項として無効であることが明示されました。

### ◆消費者の利益を一方的に害する条項の例示を追加

消費者の**不作為**をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその**承諾の意思表示**をしたものとみなす条項が無効であることが例示として追加されました。

(司法書士 小司隆信)



## 司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

